

最良執行方針 新旧対照表 (2021年8月16日)

(下線部分変更箇所)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>2021年8月16日 改定 株式会社 SBI ネオモバイル証券</p> | <p>2020年4月1日 改定 株式会社 SBI ネオモバイル証券</p> |
| <p>【2】SOR 対象銘柄の場合</p> <p>1) お客様からいただいた上場株券等に係る注文が SOR 対象銘柄に係るもので、別途定める時間【当社 WEB サイト (https://www.sbineomobile.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】内の注文である場合は、委託注文の取次ぎは、母店証券会社の SOR システムに基づき、自動判定された取次ぎ先に取次ぐことといたします。別途定める時間外の注文である場合、金融商品取引所市場（重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。）に取次ぐことといたします。なお、SOR 対象銘柄であってもお客様の任意で金融商品取引所市場を指定した注文が可能です。</p> <p>2) 1)において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。 J-Market、X-Market、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、<u>金融商品取引所市場の最良気配価格が有利な場合は、金融商品取引所市場に取次ぎます。PTS 市場 (J-Market、X-Market) の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、PTS 市場に取次ぎます (J-Market と X-Market が同値の場合は X-Market に取次ぎます。)</u>。ただし、1 注文が複数単元で一部数量のみ PTS 市場の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、その一部注文のみを PTS 市場に、残数量を金融商品取引所市場に、1 注文を分割して各市場に取次ぎます (単元未満株となる分割発注はされません。)。そのため、1 注文が複数市場に跨って約定する場合がございます。なお、SOR 判定により、各市場に取次ぐ際には IOC 注文で発注いたします。(IOC 注文 (Immediate or Cancel order) とは、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。)</p> <p>3) 2)において、PTS 市場への発注は、次のとおり行います。 成行注文として発注いただいた注文については、金融商品取引所市場の最良気配価格の指値注文に変更させていただきます。指値の場合は指値と金融商品取引所市場の最良気配価格を比較して有利な価格で発注いたします。</p> | <p>【2】SOR 対象銘柄の場合</p> <p>1) お客様からいただいた上場株券等に係る注文が SOR 対象銘柄に係るもので、別途定める時間【当社 WEB サイト (https://www.sbineomobile.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】内の注文である場合は、委託注文の取次ぎは、母店証券会社の SOR システムに基づき、自動判定された取次ぎ先に取次ぐことといたします。別途定める時間外の注文である場合、及び、お客様の注文金額が所定の金額【当社 WEB サイト (https://www.sbineomobile.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】を上回る場合は、<u>金融商品取引所市場（重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。）に取次ぐことといたします。なお、注文金額とは、指値注文の場合には指値価格に注文数量を、成行注文の場合には金融商品取引所市場の最良気配価格に注文数量をそれぞれ乗じたものになります。</u></p> <p>2) 1)において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。 J-Market、X-Market、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、<u>取次ぎ先市場の順位を決定いたします。</u> <u>(a) 金融商品取引所市場の最良気配価格が有利な場合</u> 1 注文の全数量を金融商品取引所市場に取次ぎます。 <u>(b) PTS 市場 (J-Market、X-Market) の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合</u> 1 注文が J-Market 又は X-Market のいずれかで約定した場合の 1 株あたりの約定代金を比較し、取次ぎ先市場の取次ぎ順位を下記ア、又はイのとおり決定いたします。 <u>(必ずしも各 PTS 市場で表示される最良気配価格の順にその取次ぎ順位が決定されるものではなく、また、最良気配価格等で約定されるものではありません。)</u> <u>ア 1 株あたりの約定代金を比較して、X-Market が J-Market よりも有利又は同一代金の場合、X-Market、J-Market の順で取次ぎを行います。</u> <u>イ 1 株あたりの約定代金を比較して、J-Market が X-Market よりも有利な場合、J-Market、X-Market の順で取次ぎを行います。</u></p> <p>3) 2) (b)において、PTS 市場への発注は、次のとおり行います。 (a)成行注文として発注いただいた注文については、金融商品取引所市場の最良気配価格の指値注文に変更させていただきます。指値の場合は指値と金融商品取引所市場の最良気配価格を比較して有利な価格で発注いたします。 (b)PTS 市場では、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量が約定します。 (c)PTS 市場にて約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、残数量を金融商品取引所市場へ当初</p> |

の指値又は成行注文として発注いたします。そのため、1
注文が複数市場（金融商品取引所市場、J-Market、
X-Market）に跨って約定が成立する場合がございます。

4) 2) において、各市場で約定しなかった場合、又は一部
約定となった場合には、残数量を金融商品取引所市場へ当
初の指値又は成行注文として発注いたします。

※ SOR 対象銘柄を PTS 市場において執行する場合に
は、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS
市場において執行するものですが、価格及び約定可
能性の判定時と執行の間には極めて微小ではあり
ますが、時間差があります。そのため、執行(約定)
時点の金融商品取引所市場の最良気配価格と比較し
た場合に、不利な価格で約定する可能性がある点に
ご留意ください。

3. 当該方法を選択する理由

【1】SOR 対象銘柄以外の場合

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中してお
り、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取
引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行
することがお客様にとって最も合理的であると判断される
からです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合に
は、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場におい
て執行することが、お客様にとって最も合理的であると判
断されるからです。

【2】SOR 対象銘柄の場合

近年、公設の金融商品取引所市場以外における上場株券等
の売買の流動性は増加しており、SOR システムにおいて
価格面及び約定可能性で比較を行い取次ぎ先を自動判定
することにより執行することが、お客様にとって有利な結
果をもたらす可能性があり合理的であると判断されるか
らです。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピ
ード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して
執行する義務となります。したがって、価格のみに着目し
て事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最
良執行義務の違反には必ずしもなりません。

また、上記 2.【2】に記載のとおり、SOR 対象銘柄を PTS
市場において執行する場合には、価格及び約定可能性の有
利性の観点から PTS 市場において執行するものですが、
価格及び約定可能性の判定時と執行の間には極めて微
小ではありますが、時間差がある点にもあらかじめご留意
のうえお取引ください。

3. 当該方法を選択する理由

【1】SOR 対象銘柄以外の場合

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中してお
り、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取
引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行
することがお客様にとって最も合理的であると判断される
からです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合に
は、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場におい
て執行することが、お客様にとって最も合理的であると判
断されるからです。

【2】SOR 対象銘柄の場合

SOR 対象銘柄の場合は、SOR システムにおいて価格面及
び約定可能性で比較を行い取次ぎ先を自動判定すること
により執行することが、お客様にとって最も合理的であると
判断されるからです。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピ
ード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して
執行する義務となります。したがって、価格のみに着目し
て事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最
良執行義務の違反には必ずしもなりません。

また、SOR 対象銘柄を 上記 2. に従い PTS 市場において
執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点か
ら PTS 市場において執行するものですが、価格及び約定
可能性の判定時と執行の間には極めて微小ではありま
すが、時間差があります。

以上